

建築物環境性能表示の様式及び表示基準

制 定 平成 24 年 3 月 30 日

最近改正 平成 30 年 3 月 30 日

大阪市建築物の環境配慮に関する条例（以下「条例」という。）第 6 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、建築物環境性能表示の様式及びその表示に関する基準を次のとおり定める。

1 建築物環境性能表示の様式

建築物環境性能表示のデザイン、規格及び表示内容は別記様式のとおりとする。

2 建築物環境性能表示の表示方法

(1) 建築物環境性能表示は、建築物総合環境評価基準で定める評価方法により得られる評価に基づき、別表 1 に掲げる表示方法により行う。

特に重点的に表示すべき評価項目（以下「重点評価項目」という。）及びその評価内容は別表 2 に掲げるとおりとする。

(2) 建築物環境性能表示を構成する文字、記号等は、鮮明であり、かつ、容易に識別できるものとすること。

(3) 条例第 12 条第 1 項、第 2 項又は第 15 条第 1 項から第 4 項までの規定による建築物環境性能表示は、大阪市建築物の環境配慮に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第 11 条に規定する広告（以下「広告」という。）の見やすいところに 1 箇所以上表示すること。複数の届出済建築物を同一広告に掲載する場合は、届出済建築物ごとに建築物環境性能表示を表示するものとし、届出済建築物と当該建築物環境性能表示との対応関係が分かるように表示すること。

(4) 規則第 11 条第 2 号の市長が別に定める広告とは次に掲げるものをいう。

ア フィルム若しくはビデオテープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他電磁的記録に係る記録媒体を利用する広告であって、特定の届出済建築物についての広告を主たる目的として作成されたもの

イ 電気通信設備を利用する広告であって、特定の届出済建築物についての広告を主たる目的として作成されたもの。ただし、建築物の広告をまとめて一覧表にして表示するものその他これに類するものを除く。

ウ 上記に掲げるものの他、これに類するもの

(5) 条例第 12 条第 4 項の規定による建築物環境性能表示は、工事現場の見やすい場所に 1 箇所以上表示すること。

(6) その他必要な事項は都市計画局長が定める。

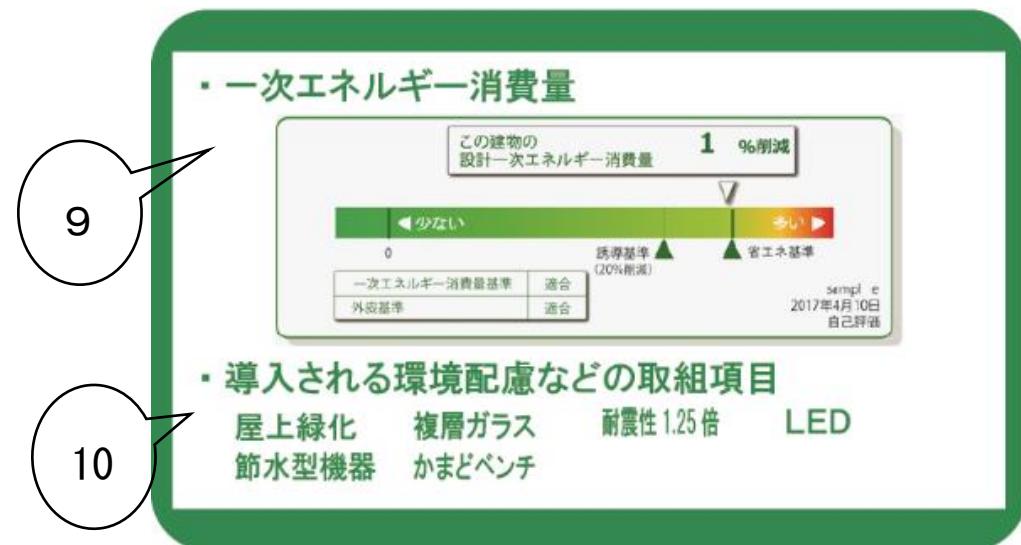
建築物環境性能表示の様式

【デザイン】 図中の数字は【表示内容】の番号と対応する。

○ 基本部分



○ 任意部分



【規格】

(1) 広告に表示する場合

建築物環境性能表示の大きさは、書面による場合、縦37ミリメートル以上、横60ミリメートル以上とすること。

(2) 工事現場に表示する場合

建築物環境性能表示の大きさは、縦17センチメートル以上、横28センチメートル以上 (A4版横サイズ程度) とし、建築物環境性能表示の内容が破損、劣化等で見えにくくならないよう対策を講じること。

【表示内容】 番号は【デザイン】の図中の数字と対応する。

○ 基本部分

番号	項目	内容
1	ラベル外枠	使用した評価システムの種別（新築・改修・既存）により異なる色を用いる。（新築：緑 改修：青 既存：橙）
2	総合評価	別表1により表示
3	重点評価項目等の評価	別表1により表示（再生可能エネルギー利用設備については、新築の場合に限る。）
4	省エネルギー基準適合状況	条例第7条第1項第7号ア～ウの基準に適合している場合は「省エネ基準適合」と表示（新築の場合に限る。）
5	評価についての説明	評価についての説明事項及び有効期間を表示 (例) 新築の場合 工事中：「評価は、CASBEE 大阪みらいを利用した建築主の自己評価結果です。竣工後3年間有効。」 竣工後：「評価は、CASBEE 大阪みらいを利用した建築主の自己評価結果です。平成〇〇年〇〇月まで有効。」
6	評価システム名称	使用した評価システムの名称を表示
7	受付番号	大阪市に届け出た建築物環境計画書の受付番号を表示
8	検索	「大阪市 環境性能表示」の大阪市ホームページへの検索案内を表示（任意表示）

○ 任意部分

番号	項目	内容
9	一次エネルギー消費量	「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針」（平成28年国土交通省告示第489号）に基づき一次エネルギー消費量を表示
10	導入される環境配慮などの取組項目	導入される環境配慮などの取組項目を表示 (取組項目の例) 屋上緑化、壁面緑化、ビオトープ、緑陰、二重サッシ、複層ガラス、真空ガラス、LED、BEMS、雨水利用、節水型機器、ライトシェルフ、自然換気システム、クールチューブ、耐震性1.25倍、免震、制震、かまどベンチ、マンホールトイレ、電気自動車スタンドなど

※備考

建築物環境性能表示を表示する場合は、基本部分については必ず表示し（表示番号8を除く）、任意部分については任意で表示できるものとする。

任意部分の表示については、表示番号9の項目と表示番号10の項目の両方を表示するほか、いずれか一方の項目のみを表示しても可とする。

別表1（建築物環境性能表示の表示方法）

CASBEE大阪みらい等による環境性能の評価結果			建築物環境性能表示	
総合評価	建築物の環境性能効率 評価ランク = $\frac{\text{環境品質}}{\text{環境負荷}}$	S	表示項目 総合評価	表示方法
		A		★★★★★
		B +		★★★★☆
		B -		★★★☆☆
		C		★★☆☆☆
		評価内容及び評価結果（5点満点）	表示項目	表示方法
重点評価項目 新築	地球温暖化への配慮	5	CO ₂ 削減	★★★★★
		4		★★★★☆
		3		★★★☆☆
		2		★★☆☆☆
		1		★☆☆☆☆
	生物環境の保全と創出 敷地内温熱環境の向上 温熱環境悪化の改善	5	みどり・ヒート アイランド対策	★★★★★
		4		★★★★☆
		3		★★★☆☆
		2		★★☆☆☆
		1		★★☆☆☆
	建物外皮の熱負荷抑制	5	建物の断熱性	★★★★★
		4		★★★★☆
		3		★★★☆☆
		2		★★☆☆☆
		1		★★☆☆☆
	設備システムの高効率化	5	エネルギー削減	★★★★★
		4		★★★★☆
		3		★★★☆☆
		2		★★☆☆☆
		1		★★☆☆☆
	自然エネルギーの利用	主用途が「学校（小中高）」・「集合住宅」で評価3以上、他の用途で評価4以上	自然エネルギー直接利用	★
		主用途が「学校（小中高）」・「集合住宅」で評価2以下、他の用途で評価3以下		☆

再生可能エネルギー利用設備 新築	再生可能エネルギー利用設備の導入の有無	有	太陽光発電 その他再生エネ	
		無		
太陽光発電設備 太陽熱利用設備 バイオマス利用設備 風力発電設備 水力発電設備 地熱利用設備 地中熱利用設備 温度差熱利用設備（地下水、河川水、海水等）				

重点評価項目 改修・既存	評価内容及び評価結果（5点満点）	表示項目	表示方法				
地球温暖化への配慮	5	CO ₂ 削減					
	4						
	3						
	2						
	1						
生物環境の保全と創出 敷地内温熱環境の向上 温熱環境悪化の改善	5	みどり・ヒート アイランド対策					
	4						
	3						
	2						
	1						
建物外皮の熱負荷抑制	5	建物の断熱性					
	4						
	3						
	2						
	1						
設備システムの高効率化	5	エネルギー削減					
	4						
	3						
	2						
	1						
自然エネルギーの利用	主用途が「学校（小中高）」・「集合住宅」で評価3以上、その他の用途で評価4以上	自然エネルギー直接利用					
	主用途が「学校（小中高）」・「集合住宅」で評価2以下、その他の用途で評価3以下						

別表2（重点評価項目及びその評価内容）

重点評価項目	評価内容
CO₂削減	
地球温暖化への配慮	建築物の「建設段階」、「運用段階」及び「修繕・更新・解体」時に排出される CO ₂ についての評価（CASBEE 大阪みらいの評価項目 LR3-1 による評価）
みどり・ヒートアイランド対策	
生物環境の保全と創出	敷地内で緑化などによる生物環境（ビオトープなど）の保全と創出を行う生物の多様性の確保についての評価（CASBEE 大阪みらいの評価項目 Q3-1 による評価）
敷地内温熱環境の向上	敷地内の風通り、緑化及び空調設備などの排熱対策等の暑熱環境の緩和の取組についての評価（CASBEE 大阪みらいの評価項目 Q3-3.2 による評価）
温熱環境悪化の改善	風環境などの敷地外への熱的負荷の低減の取組等のヒートアイランド化の抑制対策などについての評価（CASBEE 大阪みらいの評価項目 LR3-2.2 による評価）
建物の断熱性	
建物外皮の熱負荷抑制	建築物の外皮の熱負荷抑制についての評価（CASBEE 大阪みらいの評価項目 LR1-1 による評価）
エネルギー削減	
設備システムの高効率化	建築物における設備システムの高効率化の評価（CASBEE 大阪みらいの評価項目 LR1-3 による評価）
自然エネルギー直接利用	
自然エネルギーの利用	昼光利用、通風、自然換気など、自然エネルギーを機械力を用いることなく、直接、エネルギーとして利用するものの導入についての評価（CASBEE 大阪みらいの評価項目 LR1-2 による評価）